

公立大学法人埼玉県立大学役員報酬規則の一部を改正する規則

令和8年3月24日
規則第43号

(公立大学法人埼玉県立大学役員報酬規則の一部改正)

第1条 公立大学法人埼玉県立大学役員報酬規則(平成22年規則第26号。以下「役員報酬規則」という。)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 役員報酬規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和8年3月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人埼玉県立大学役員報酬規則(以下「改正後の役員報酬規則」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。